

ジェンダー学研究連絡委員会  
21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会

**男女共同参画社会の実現に向けて  
ジェンダー学の役割と重要性**

平成17年6月23日

日本学術会議

ジェンダー学研究連絡委員会  
21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会

本報告書は、第19期 日本学会議「ジェンダー学研究連絡委員会」及び「21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」の審議結果をとりまとめ発表するものである。

#### ジェンダー学研究連絡委員会

- 委員長 江原由美子（首都大学東京都市教養学部教授）
- 幹事 柏木 恵子（文京学院大学人間学部教授）
- 幹事 佐藤 学（東京大学大学院教育学研究科研究科長）
- 委員 長野ひろ子（中央大学経済学部教授）
- 委員 嶋津 格（千葉大学法経学部教授）
- 委員 池内 了（早稲田大学国際教養学部教授）
- 委員 高橋 清久（藍野大学学長）

#### 21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会

- 委員長 浅倉むつ子（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 幹事 辻村みよ子（東北大学大学院法学研究科教授）
- 幹事 戒能 民江（お茶の水女子大学生生活科学部長・教授）
- 委員 岩井 宜子（専修大学法科大学院副院長・教授）
- 委員 岡本 三夫（広島修道大学名誉教授）
- 委員 土佐 弘之（神戸大学大学院国際協力研究所教授）
- 委員 若尾 典子（広島女子大学生生活科学部教授）
- 委員 御巫由美子（国際基督教大学社会科学科教授）

## 要 旨

### 1、報告書の名称 「男女共同参画社会の実現に向けて」 ジェンダー学の役割と重要性

### 2、報告書の内容

#### (1) 作成の背景

男女平等という価値は、日本国憲法の重要な価値理念の一つである。またこの価値は、国際社会においても広く共有され、国連をはじめとする国際機関も、この価値の実現のために多くの努力を積み重ねている。しかしながら、人類社会においては、なおこの普遍的価値の実現とは程遠い現実の問題が数多く残されており、問題の要因連関や必要な諸施策について、学術の立場からの解明が進められている。その一つとして世界ではジェンダー学が提唱されてきた。我が国の場合は、男女共同参画社会の実現が目指されているが、先進諸国の中での男女平等の実現度は低いほうであり、ジェンダー学が果たすべき役割は、大きいものと考えられる。しかし我が国においては、現在においても、ジェンダー学という学問について人々の十分な理解が未だ十分得られていないという状況がある。

#### (2) 本報告の目的

本報告は、ジェンダー学の意義を、主に男女平等社会(あるいは現代の日本政府が示したその価値理念の具体的なイメージであるところの男女共同参画社会)の実現という目的に照らして明らかにするとともに、ジェンダー学を大学において確立・普及すること、各学問分野における「ジェンダーに敏感な視点」に立った研究成果の相互浸透を促進し、ジェンダー学の意義と役割を一層明確にするよう務めるという2点を、大学の教育研究関係者及び広く国民に提言することを、目的とする。

#### (3) 報告の内容

##### ジェンダー学の意義

ジェンダー学は、女性学の展開・発展上に、1980年代半ばころから提唱されるようになった、「ジェンダーに敏感な視点」に立って人類をめぐる諸現象を分析・解明する、学際的研究領域である。女性学が創設された背景には、従来の学問が暗黙に人間として男性をのみ想定してきたことへの反省とその反省に基づく問題認識があった。1980年代にいたると、この反省と問題認識を引き継ぎつつ

も、「性差や性別が人間存在の多様性に与える影響は、民族や文化、人種・エスニシティ、階級、年齢、障害の有無などによっても大きく異なる」ことが指摘されるにいたった。ここから、これらの人間存在の多様性すべてに対して十分配慮する「ジェンダーに敏感な視点」の必要性が主張されるようになり、既存の学問領域における研究の主題や方法をこの視点から見直し人間存在の多様性に配慮する学問研究が、数多く生み出された。また「ジェンダーに敏感な視点」に立つそれら諸研究を、ジェンダー学と呼ぶようになった。ジェンダー学は、人文・社会科学領域において、非常に多くの成果を挙げただけでなく、医学・都市工学・災害学など、人文・社会科学領域以外の学問領域においても、成果を挙げつつある。

#### 男女共同参画社会の実現とジェンダー学の役割

ジェンダー学は、これまでの経緯から、男女平等社会の実現という目的、あるいは現代日本社会における具体的イメージであるところの男女共同参画社会の実現という目的と、密接な関連性を持っている。具体的には、「セクシュアル・ハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」等の問題の社会問題化と諸施策の形成、女性のエンパワメントや女性の健康などのための施策形成などに、重要な役割を果たしてきており、男女共同参画社会の実現に一定の寄与をしてきた。

#### 男女共同参画社会の実現に向けて

これまで日本政府は男女共同参画社会の実現に向けて、多くの取り組みをしてきた。日本学術会議も男女共同参画社会の実現のために、数多くの取り組みを行ってきた。この取り組みを踏まえ、研究者は今後とも男女共同参画社会実現のために、取り組みを持続する必要がある。そのため本報告は、( )大学におけるジェンダー学の確立と普及を図る、( )各学問分野における「ジェンダーに敏感な視点」に立った研究成果の相互浸透を促進し、ジェンダー学の意義と役割を一層明確にするよう務める、という2点を、大学の教育研究関係者及び広く国民に、提言する。

## 目 次

1	はじめに	1
2	本報告の主旨	2
3	ジェンダー学の意義	2
(1)	人間存在の多様性に配慮する学問としてのジェンダー学	2
(2)	人文・社会科学だけでなく多様な学問分野で成果を挙げているジェンダー学	3
(3)	ジェンダー学の研究条件整備の必要性	5
4	男女共同参画社会の実現とジェンダー学	5
(1)	性差別問題とジェンダー概念	5
(2)	「セクシュアル・ハラスメント」 「ドメスティック・バイオレンス」等	6
(3)	女性のエンパワメント	7
(4)	健康とジェンダー	8
(5)	学術の世界における男女共同参画	9
5	男女共同参画社会の実現に向けて	10
(1)	日本学術会議のこれまでの取り組み	10
(2)	ジェンダー学の確立と普及のために 提言	11
	資料	15

## 1、はじめに

本報告は、男女共同参画社会の実現という目的に照らして、ジェンダー学がこれまでに果たしてきた役割を明らかにしつつ、当該学問の今後の可能性につき展望するものである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて、これまでもさまざまな取組が行われてきた。1999年に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」、すなわち男女共同参画社会の実現が、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられている（男女共同参画社会基本法前文）。

しかし実際には、日本の女性の現実的な地位は、他の先進国に比較しても、けっして高いとはいえない。国連開発計画(United Nations Development Program, UNDP)が毎年発表する「ジェンダー開発指標」(Gender Empowerment Measure, GEM)において、2004年には、測定可能な78か国中、日本は38位である(注1)。ジェンダー開発指数は、女性の社会参加・職業参加度を主に測るものであるが、この数値は、女性の声が社会にどのくらい届いているかというアドヴォカシーの視点からも、男女平等の実現度を測る重要な指標として位置づけられている。

また日本社会では、家庭生活への男性の参加度が、他の国々よりも著しく低いことが、明らかになっている。生活時間調査などに表れる男性の家事時間は、他の先進諸国と比較して著しく少ない(注2)。

以上の状況は、充実した家庭生活を男女が十分に享受する機会を阻害し、未婚化・少子化を加速させる一因にもなっている。もっとも現在では世界の多くの国々で少子化が進んでおり、少子化はけっして日本だけの問題ではないが、経済活動・労働力・社会保障・学術の発展など、国の活力の維持という視点から見たとき、少子化の急激な進行が日本社会にとって重要な問題であることは明らかである。

これまでも日本では、国連等の動きと連動しつつ、男女平等の実現のために、官民を挙げてさまざまな努力がなされてきた。しかし上記にみたような状況において、女性の地位を実質的に向上させ、男女が個性と能力を発揮できる社会を確立するためには、これまでの政策の延長線にある施策だけではなく、新たな発想から現状を改革する試みがなされる必要があるだろう。

学術の世界においては、1970年代以降に成立した「女性学」の展開・発展により、1980年代半ばごろから、ジェンダー学やジェンダー研究が提唱されるにいたった(注3)。この研究領域は、人類をめぐる諸現象を、「ジェンダーに敏感な視

点」に立って分析・解読する学際的研究領域であり、多様な研究目的や研究主題に合わせた多角的な調査研究が推進されている。そして、これらの研究は、多様な学術的研究を生み出しているのみならず、現実社会における政策策定および政策実施に関する新しい視点をも提供し、男女共同参画社会の実現という政策に照らして、重要な役割を果たしている。

## 2、本報告の主旨

本報告は、「はじめに」でとりまとめた問題意識を前提に、以下のことを述べる。

ジェンダー学とは、「ジェンダーに敏感な視点」に立って、人類に関わる諸現象を考察する学際的研究領域である。「ジェンダーに敏感な視点」とは、民族・文化・エスニシティ・人種・階級・年齢・障害の有無などによって多様な形態をとる性別や性差に十分な注意を払い人間存在の多様性に配慮する視点をいう。その視点に立つジェンダー学の目的は、これまで従来十分に配慮されてこなかった多様な人間存在のあり方に目を向けることにある。ジェンダー学は、人文・社会科学領域だけでなく、理工学や医学においても成果を生み出している。

ジェンダー学は特に、男女平等社会あるいはその現代日本社会におけるイメージであるところの男女共同参画社会の実現に関連して、重要な役割を果たしてきた。性差別問題や女性に対する暴力問題など女性の人権問題への取り組み、女性のエンパワメント、女性の健康など、多様な分野において、社会的に有益な知見が得られており、男女共同参画社会の実現などの政策策定にも寄与している。

男女共同参画社会の実現のためには、日本学術会議のこれまでの取り組みを前提としつつ、ジェンダー学の確立を図り、学術研究の広い分野において、活発にしていく必要がある。ゆえに本報告は、( )大学におけるジェンダー学の確立と普及を図る、( )各学問分野における「ジェンダーに敏感な視点」に立った研究成果の相互浸透を促進し、ジェンダー学の意義と役割を一層明確にするよう務める、という2点を、大学・教育関係者および広く国民に提言する。

## 3、ジェンダー学の意義

### (1) 人間存在の多様性に配慮する学問としてのジェンダー学

本報告では、ジェンダー学を、「ジェンダーに敏感な視点」に立って、人類が、

生物として、また社会的・文化的存在として、多様かつ多次元的な差異を内包することを意識し、差異の軸の一つである性別や性差に着目しながら、人類に関わる諸現象を対象として研究する学際的研究領域と定義する(注4)。したがってこの定義の中には、ジェンダー学やジェンダー研究という名を付してはいない「ジェンダーに敏感な視点」に立つ研究も含まれる。以下では、このような意味でのジェンダー学やジェンダー研究を簡略のため、ジェンダー学と呼ぶことにする。

ジェンダー学は、女性学から出発した。女性学は、人類に関わる諸現象を「女性の視点」に立って見直すことを目的とする学際的研究領域であったが、それは、20世紀前半までの諸科学が、暗黙のうちにもおおむね、「男性」(主に「白人」「優勢な民族」「健常者」の「男性」)を、「人間」の代表として扱ってきたことに対する反省として女性学が生まれたという経緯に因っていた。したがって女性学においても、もとより、研究対象を女性に限定するものではなかった。しかし女性学という語が持つニュアンスによって「女性のみを対象とする学問」という誤解も生じ、「男女両性あるいは両性関係を対象とする学問」の必要性が主張されるようになった。

他方、女性学の展開と共に、性別や性差が人間存在の多様性に与える影響は、民族や文化、人種やエスニシティ、階級階層、年齢、障害の有無などによっても大きな違いがあることが、広く認識されるようになった。女性学においては、1970年代から生物学的性差と区別された社会的文化的性差をジェンダー(gender)という概念で把握する研究が生まれていた(注5)。「性別や性差が民族や文化その他によって多様な形態をとること」あるいは「人間存在は性別・性差、民族・文化、階級などによって非常に多様であること」に配慮する視点は、この女性学におけるジェンダーという概念を借りて、「ジェンダーに敏感な視点」と呼ばれるようになった(注6)。またそうした視点に立って、性別や性差が、人類に関わる諸現象において持つ機能や意味を考察する、両性を対象とする両性のための学問であるところのジェンダー学が、提唱されるにいたった。ジェンダー学は、これまで、人間存在や人間生活の多様性を尊重し、多様なあり方の共存を模索する学問研究を数多く生み出している。

(2)人文・社会科学だけでなく多様な学問分野で成果を挙げているジェンダー学  
ジェンダー学はこれまでに、人文・社会科学の諸分野では非常に大きな成果を挙げてきている。芸術や文学などの分野においては、人類史上の重要な文化遺産でありながら、女性作家の作品であったり読者・支持者が主に女性であったりしたために忘れられかけていた諸作品が発見されあるいは再評価された。歴史学において

は、これまで歴史学の主題になりにくかった女性の生活史などに焦点が当たることで、よりリアルな歴史記述が生み出された。人口学においては「ジェンダーに敏感な視点」が、新たな知見の形成や政策形成に大きな影響を与えた。また人間性・社会性の発達など発達心理学の研究においては、「男の子だけを研究対象として人間の精神発達を論じる」研究のあり方に疑問が投げかけられ、多様な人間を研究対象として、多様な基準で発達を論じることの重要性が認識された。社会学においては、社会階層や社会的地位の測定において、多様な家族や社会的役割のあり方に適合できるモデルの模索が行われた。法学においては、「女性に対する暴力」問題など、近代社会における法体系が十分対応してこなかった問題に対する反省と考察が進んでいる。経済学においては、労働統計や経済統計の取り方自体に女性の存在を覆い隠してしまうジェンダー・バイアスがあると指摘されており、ジェンダー統計の確立の必要性が主張されている。開発経済学においては、経済社会開発における女性の役割にも着目し女性のエンパワメントに注目する研究が生み出されている。人文・社会科学におけるジェンダー学の成果は、他にも多く存在している（注7）。このように、現在においてジェンダー学は既に、人文・社会科学領域における不可欠な研究領域としての位置を確立しているといえる。

しかし、ジェンダー学の成果は、単に人文社会科学の領域にとどまるものではなく、広く理学・工学・農学・医学などの諸分野においても、見出すことが出来る。たとえば、近年特に注目されている問題領域として、「性差医療」の領域がある。現代日本では、人口高齢化のもとで、いわゆる生活習慣病への取り組みが重要性を増している。生活習慣病は、生物としての性差(セックス)にとどまらず、社会的・文化的な人間の態様(ジェンダーはその一側面)に応じて、罹患しやすい環境が作られる。的確な保健医療をおこなうためには、生物学的及び社会文化的性差に敏感な「性差医療」の発展の必要性が主張されている。

また、近年頻発する災害に対する関心の高まりの影響を受けて、「災害とジェンダー」という領域にも関心が集まっている。地震・暴風雨・津波などの被災には顕著な男女格差が見出せる場合があり、その原因を生物学的要因だけでなく社会的・文化的要因をも加味して解明することが求められる。また被災を減らすという問題だけでなく、災害復興や被災者支援という問題においても「ジェンダーに敏感な視点」に立つ研究の必要性が、指摘されている。都市の防災や都市計画に関してジェンダー学が必要であることは、国際的にも、認められている。被災者支援という問題領域は、災害を原因とする場合だけでなく、難民問題においても適用可能であり、難民の大多数が女性と子どもであることから、武力紛争などに関する緊急支援や平和構築においても、ジェンダー学は有効である。このようにジェンダー学は、人文・

社会科学領域だけでなく、他の分野においても重要な研究領域として着目されているのである。

### (3) ジェンダー学の研究条件整備の必要性

このように、ジェンダー学の必要性や重要性は広く一般にも認識されつつあるが、にもかかわらず、とくに我が国では、ジェンダー学研究者の数およびその研究条件が未だ十分であるとは言い難いため、今後のさらなる充実が望まれる。この点に関わって、社会的教育的必要性に対応した科学の進展などを目指して、「21世紀のための科学：新たなコミットメント」をテーマに、1999年にハンガリーのブダペストで開催されたユネスコ世界科学会議には、我が国から文部事務次官を首席代表とする政府代表団のほか、日本学術会議の代表団が参加したところである。同会議が採択した「科学アジェンダ 行動のためのフレームワーク」には、政府が、あらゆるレベルの科学教育の振興において、「ジェンダー・バイアスや不利なグループに対するバイアス」を除去するよう「特段の注意」を払うべきことが明記されている。

(<http://www.unesco.org/science/wcs/eng/framework.htm> para.41)

## 4、男女共同参画社会の実現とジェンダー学

本節では、特に男女共同参画社会の実現という目的に焦点をあてて、ジェンダー学の役割や意義を考える。

### (1) 性差別問題とジェンダー概念

ジェンダー学は、人類社会に多様な貢献が可能であるが、特に男女平等社会・男女共同参画社会の実現という目的に照らした時、重要な役割を果たしてきたし、これからも果たしうると考えられる。

女性への差別は、欧米においても1960年代までは、多くの場合、生物学的な違いを理由に正当化されてきた。社会的・文化的な要因が関与している場合でも、安易に生物学的な違いゆえの「区別」とみなしてしまい、政策的な是正の可能性を検討することすらなく、そのまま放置されることが多かった。ここから、このような議論に陥りやすい弊を避けるため、生物学的性別を意味するセックス(sex)以外に、ジェンダー(gender)という語が社会的・文化的な存在としての人間の性別を表す言葉として使用されるようになり、さらには国連文書等でも使用されるように

なった。ジェンダーというという語は、もともとは言語上の性別を表す単語であったが、日常的に使用される言葉でないことが学問上の用語として使用しやすかったため、広く使用されるにいたっている(国際機関などにおいて使用されているジェンダーという言葉の定義については、[資料1](#)を参照のこと)。

このジェンダー概念を使用して、生物学的性別・性差だけでなく、民族や文化、社会生活上の条件など社会文化的な要因から生じる性別・性差にも十分に配慮する「ジェンダーに敏感な視点」が提唱されたことは先述したとおりであるが、以上のようなジェンダー概念の成立の経緯を受けて、「ジェンダーに敏感な視点」とは、特に、性別・性差についての先入見や偏見を排して、出来る限り多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする含意を持つようになっている。この含意ゆえに、「ジェンダーに敏感な視点」に立つジェンダー学は、特に男女平等や男女共同参画に関わるような重要な社会問題について、大きな成果を挙げてきている。

## (2) 「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」等

女性が職場や学校でセクシュアル・ハラスメントを被るという事実は、古くから存在していたが、近年にいたるまで個人的な体験として放置されており、社会問題とはみなされてこなかった。ドメスティック・バイオレンスも同様に、古くから存在してきたが、近代社会において強固な「公私分離規範」等によって、20世紀末まで社会問題として認識されるにいたらなかった。

「ジェンダーに敏感な視点」は、男女の社会における不平等な位置や性の二重基準を認識することを可能にし、また、従来の「公私分離規範」などの社会規範を見直すことを可能にした。その結果、「セクシュアル・ハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」などが、けっして個人的な問題ではなく、社会構造的な問題であることが認識されるようになり、人権問題として取り組まれるべきだという位置づけが与えられた。世界人権会議や世界女性会議等においても、これらの問題は重要な人権問題として位置づけられている。日本においてもこの動きを受けて、新たな法律が制定されたり新たな改正が加えられたりしている。その結果、多くの女性が耐えがたい苦痛から抜け出すことが可能になり、またその子どもへの影響も軽減することが出来るようになった。

さらに、性暴力・ドメスティック・バイオレンス・児童虐待などの社会問題化によって、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が、犯罪被害者に広く存在することが知られるようになり、犯罪被害者に対する「心のケア」の必要性や被害者支援の重要性が認識されるようになった。この視点はさらに災害被害者や事故の被害者にも拡大して適用されるようになっている。

このように性犯罪被害者対策は、「ジェンダーに敏感な視点」の重要性が最も分かりやすい問題の一例である。たとえば、性犯罪被害者に「ジェンダーに敏感な視点」を持たないまま、他の犯罪と全く同じような事情聴取や取調べを行うことは、被害女性に著しい苦痛を与える行為であること、それゆえにそのような事情聴取や取調べのあり方は不適切であるということは、現代では社会的に広く認知されるようになってきている。こうしたことから分かるように、この分野でジェンダー学は、人々の生活の改善と男女共同参画社会の実現に向けて、重要な役割を果たしたと言える。

無論、性暴力・ドメスティック・バイオレンス・児童虐待などの問題などに対する取り組みは、端緒についたばかりであり、問題を真に解決するためには、今後とも「ジェンダーに敏感な視点」に立った調査研究の積み重ねと進展が必要とされる。

### (3) 女性のエンパワメント

「ジェンダーに敏感な視点」に立つと、従来男女の能力差と考えられてきたことも、様々な社会的・文化的条件や男女の慣習行動の差異が関与して作り出されてきた可能性も考慮して、考察できるようになる。すなわち、男女間に明確な行動上の差異や業績達成上の差異があってそれが著しい男女格差を生み出している場合でも、格差をそのまま生物学的差異に基づくものとして是認するのでも逆に行動上や業績達成上の差異の存在を無視してしまうのでもなく、様々な社会的・文化的諸条件を変化させることで行動や業績達成上の差異に変化をもたらし、格差を是正できる可能性を考慮して、政策形成を考えることが出来るようになる。このような政策は、社会的文化的条件や慣習行動を変化させることによって女性自身が自ら力をつけていくことによる格差の是正を目指すものであり、女性のエンパワメント政策と呼ぶことが出来る。

たとえば、職場での男女の昇進に明白な男女差があり、その理由として男女の業績の相違が挙げられているとする。このとき、男女の業績の相違を生物学的差異に基づく固定的なものとしてみなすのではなく、「ジェンダーに敏感な視点」でその背景を考察することも出来る。男女の業績の相違の背景には、そもそも家族的責任を負担する者にとっては達成することが不可能であるような業績査定の方法が存在する場合もある。昇格基準として、残業の時間数や転勤の回数などがあげられているとすれば、家族的責任をもつ女性は、その基準を達成することができないだろう。その結果として低評価を受けることによって、女性は自らもっている能力を發揮することができず、さらに自信を失っていくことになる。すべての人が自らの能力をのびのびと發揮できるためには、誰でも実際に業績をあげる仕事にチャレンジ

することができる環境を整え、自らの能力に自信を持てるようにすることが重要である。このように、「ジェンダーに敏感な視点」に立つことで、人は自ら問題を解決していくために必要な社会的支援を認識することが可能になる。

女性のエンパワメントは、発展途上国の経済社会開発においても重要なアプローチであることが認識されている。1970年代、開発における女性の役割の評価と開発過程に女性を統合することの重要性が主張され、「開発と女性」(WID Women in Development)が政策や開発計画の課題となった。1980年代半ばに「開発と女性」アプローチは、「開発とジェンダー」(GAD Gender and Development)アプローチへと転換した。「開発とジェンダー」アプローチは、貧困層の女性たちのジェンダー役割に基づく実際的なニーズ、生産・再生産活動やコミュニティ管理などに関わるニーズに対応しつつ、女性たちが、自発的に行動し組織化を通じて自己管理能力を向上させ政治的社会的構造を変革していく力をつけていくこと、すなわち女性のエンパワメントの重要性を強調する。

このようにジェンダー学は、先進国においても発展途上国においても、女性のエンパワメントを促進する上で、重要な役割を果たしてきている。しかし現状では、男女間の格差が是正されたとはいえない状況であり、今後とも女性のエンパワメントのための社会的条件整備や社会政策を考えるジェンダー学の役割は大きいといえる。

#### (4) 健康とジェンダー

男女共同参画社会の実現にとって、男女両性の健康の維持・向上は、その基盤ともいえるべき重要な問題である。しかし、健康あるいは病気という問題に関しても様々な性差が存在しており、その性差の要因については、十分な検討が行われているとは言えない。たとえば、男女の平均寿命には非常に大きな差異があり、その差異には社会的文化的要因の影響も無視できないと思われるが、男性の平均寿命を延ばす上で有意義だと思われる可能な社会的文化的条件の是正や環境整備が十分検討されているとはとても言えない。

この背景には、性別・性差を固定的なものとして位置づけ、検討することを怠りがちなこれまでの医学や保健学のあり方があると思われる。先述した「性差医療」の提唱においては、従来罹患率その他に性差が見出さる場合にも、その性差の要因や理由に対して十分な研究が行われてはいない状況もあることが指摘されている。また、これまで医薬品の治験は多く、男性患者のみを対象としてきた。つまり、男性患者に対する治験だけで、その薬の効き目や副作用の有無や強さ、用量などが決められてきたのである。そのような治験が長年行われてきた背景には、「女性

患者の場合妊娠している可能性があり、子どもに影響する危険性がある」等の、女性患者に対する配慮もあったという。しかし、近年においては、薬の適切な使用量に男女差があることが見出されるなど、こうした治験のあり方を「ジェンダーに敏感な視点」に立って見直す必要性が指摘されるに至っている。

また従来の医療においては、異性の医者と接することが多い女性患者の中に、「相談しにくい」「身体のことを話しにくい」等の強い不満を持つ人がいることが分かっている。こうした現代医療を改善するべく、女性医師による「女性外来」が人気を集めている。このように医学においては、「ジェンダーに敏感な視点」に立った診断・治療・ケアのあり方の模索が始まっている。

また 20 世紀末から、生殖医療が目ざましい進歩を遂げており、その結果女性の身体を手段視するような生殖観・身体観や、既存の生命観・家族観・社会観と抵触するような価値観も生み出されている。21 世紀社会における医療進歩、生命科学進歩は、これまで以上に目覚ましいと予測されており、このような医療技術の開発・普及がもたらす人類社会への影響は、「ジェンダーに敏感な視点」からも十分に検討される必要がある。こうした科学技術政策に関するジェンダー学研究は、わが国では未だ十分行われておらず、今後重要な領域になることが予想される。

#### ( 5 ) 学術の世界における男女共同参画

21 世紀社会においては、先にあげた生命科学の例などに見るように、科学技術が人間存在や人間社会に与える影響は、範囲において広大であるだけでなく、その深さにおいても根底的であることが予想される。科学技術の発展が人間のこころや身体にどのような影響を与えるのかということは、慎重に考察される必要があるだろう。このような科学技術の影響力の大きさを考えると、科学の発展や技術開発自体、人間存在の多様性に配慮する「ジェンダーに敏感な視点」を持って行われることが必要だといえるだろう。EU では科学技術政策それ自体を「ジェンダーに敏感な視点」で考えていく「ジェンダーの主流化政策」が採択されている（注 8）。同様の視点から、学術の世界においても、男女共同参画を推進する必要性が指摘されており、その目的の実現のためにもジェンダー学は必要かつきわめて重要な意義を持つ（注 9）。

以上、ジェンダー学が男女共同参画社会の実現という目的のために果たしてきた役割、及び今後の可能性について例示的に示したが、これ以外にも多様な貢献の存在がある（資料 2 参照）。ジェンダー学は、男女共同参画社会の実現に重要な役割を果たしてきたし、今後ともその役割を果たすことが必要である。

## 5、男女共同参画社会の実現に向けて

### (1) 日本学術会議のこれまでの取り組み

日本国憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とある。

日本政府は女子差別撤廃条約の批准(1985年)、男女共同参画担当大臣の設置(1997年)、男女共同参画社会基本法の制定(1999年)、現行の男女共同参画基本計画の策定(2000年)、内閣府男女共同参画局の設置(2001年)など、男女平等社会の実現のために、様々な試みを行ってきた。またこの試みには、多くの女性団体、学界、言論界、政界の関係者の努力があった。

日本学術会議も、また、女性科学者の研究環境の改善などについて、1977年、第72回総会で「婦人研究者の地位の改善についての要望」を採択して以来、1985年の第97回総会では「婦人研究者の地位の改善に資するための総合的調査機関の設置についての要望」を、1994年の第118回総会では「女性科学者の環境改善の緊急性についての提言(声明)」を採択するなど、この目的のために様々な活動を行ってきた。

第17期には「女性科学者の環境改善の推進」特別委員会を設置し、2000年の第132回総会では「女性科学者の環境改善の具体的措置について(要望)」(教員、学生、院生等の男女比率の調査公表と分析、政府の調査研究費に学術における男女共同参画を促進する予算項目の設定、研究者への育児援助等の充実、人事選考の改善、セクシュアル・ハラスメント防止制度の整備、文部省科学研究費の申請条件の改善、学協会の役員等における女性比率向上への配慮、研究者の別姓使用の承認)と「日本学術会議における男女共同参画の推進について(声明)」(日本学術会議の女性会員比率を今後10年間で10%まで高めることや研究連絡委員会の女性比率を高めることなど)を発表した。

日本学術会議は、第12期にはじめて女性会員が誕生した後、第13期3名、第14期3名、第15期4名、第16期1名、第17期2名と推移してきたが、第18期には7名、第19期には13名と増加するようになってきた。

第18期には、「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会が設けられた。同委員会は、ジェンダー問題と学術研究にかかわるさまざまな課題をめぐって、委員および各分野の有識者による報告を中心に検討を行い、2003年5月20日に委員

会報告「ジェンダー問題と学術の再構築」をとりまとめて発表した（資料2、資料3参照）。

第19期においては、第一部においてジェンダー学研究連絡委員会が、第二部において21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会が、それぞれ設置され、協力して取り組みを行ってきた。

まず、2004年2月23日に、日本学術会議大会議室において、「科学技術とジェンダー」と題するシンポジウムを、二つの研連が共同で主催した（注10）。2004年3月16日には、21世紀の社会とジェンダー研連が、日本学術会議第2部会議室において、「少子化と女性」シンポジウムを主催した（注11）。2004年9月27日には、21世紀の社会とジェンダー研連が、日本学術会議大会議室において、「法学・政治学とジェンダー - ジェンダー法学・政治学の可能性」と題するシンポジウムを主催した（注12）。また2005年6月4日には、同研連は、神戸大学六甲台キャンパスにおいて、「人間の安全保障とジェンダー」と題するシンポジウムを主催した（注13）。2005年6月13日には、ジェンダー学研連が、日本学術会議大会議室において、「教育とジェンダー」シンポジウムを主催した（注14）。

このように日本学術会議は、この目的の実現のために着実に活動を積み重ねてきている。

## （2）ジェンダー学の確立と普及のために 提言

一般に社会政策は、求めるべき社会のイメージ、すなわち「価値理念」を含むものであるために、広い意味での「文化」と抵触することがありうるかもしれない。しかし、広く「文化」と呼ばれるもののなかには、改革すべき「因習」に近いものから、長く守り伝えていくべき「文化」までが含まれている。社会政策を行うためには、改革すべきものを改革する勇気、守るべきものを守る冷静さ、そしてそれを見分ける英知を持つことが必要であり、そのような勇気・冷静さ・知恵を持ってこそ、日本社会の活力ある繁栄を維持しうる社会改革を行いうるのである。

男女共同参画社会基本法は、1999年、国会において全会一致、すなわち国民の代表が全て賛成して、成立した。しかし、自由、人権、民主主義といった全ての「価値」と同様、社会に定着するまでには、様々な戸惑い、誤解、反発がありうる。それらを乗り越えて、健全に社会に定着させることが、先人の努力に応え、公正で成熟した社会を目指す、我々研究者の責務であると考えます。ジェンダー学の確立と普及は、そのために研究者が行いうる最も重要な貢献の一つである。

以上のことから、本報告は、大学におけるジェンダー学の確立と普及を図る、

各学問分野における「ジェンダーに敏感な視点」に立った研究成果の相互浸透を促進し、ジェンダー学の意義と役割を一層明確にするよう務めることを、大学の教育研究関係者及び広く国民に提言する。

(注1) なお、HDI値(人間開発指数、Human Development Index)は、175カ国中9位(2003年)であり、GDI値(ジェンダー開発指数、Gender Related Development Index)も144カ国中13位(2003年)と、非常に高い。この高さに比較してGEM値の低さが際立つ結果となっている。

(注2) NHK放送文化研究所、『2000年国民生活時間調査』。

(注3) 「ジェンダー学」の創設期において重要な位置を持つジョン・W・スコットの『ジェンダーの歴史学』(Gender and the Politics of History, Columbia University Press)が出版されたのは、1988年である。

(注4) 一般に学問領域を規定するのは、理論などの蓄積に基づく一定の分析方法や分析手法の存在、固有の研究対象領域の存在、の二つが考えられるが、この二つは相互に規定し合おう側面も持つ。すなわちこの二つは独立ではなく、一方が他方を規定し、他方が一方を規定する側面がある。ジェンダー学における「ジェンダーに敏感な視点」にいうところの視点とは、一定の分析方法や分析手法に対して何らかの影響を与える作用を意味する言葉であり(たとえば主題の設定や研究対象の設定について一定の方向性を提示したり、研究の成果の評価や計画に一定の方向性を提示したりする作用)、将来において既存の学問や科学のような独自の体系性を備えた分析方法や分析手法になる可能性を否定するものではない。しかし現在のところは、ジェンダー学は、既存の諸科学や諸学問領域の方法論や分析方法を使用しつつ、そこに「ジェンダーに敏感な視点」を加味する学際的な研究領域であると言うのが、妥当な認識であるだろう。

また分析方法や分析手法に一定の方向性を与えることは、広義における研究対象の確定にも結びつく。ここから、ジェンダー学を、人類の諸現象の中の両性関係を固有の研究対象とする研究領域と位置づける定義も可能ではある。しかし、たとえ両性関係を対象としていても、人間存在の多様性に配慮しない研究は、ジェンダー学とは言いがたく、この意味からして、ジェンダー学を「ジェンダーに敏感な視点」によって定義づけることは妥当だと思われる。

また広く分け持たれた学問観に基づけば、学問とは直近の目的実現のためだけになされるものではなく、すぐに役に立つことは無くとも長期的な視点で見ればきわめて重要な意味を持つ目的のためにもなされるべきものである。ここから考えれば、ジェンダー学の研究目的には「男女共同参画社会の実現」以外の多様な研究目的や研究主題が含まれる。本報告は、「社会のための学問」という立場から、主に男女共同参画社会の実現という目的に照らしたところのジェンダー学の役割と重要性を論じているが、ジェンダー学の役割や意義はこれだけにとどまるものではない。

- (注5) この点については、本報告4の(1)を参照のこと。
- (注6) 「ジェンダーに敏感な視点」を「ジェンダーの視点」と呼ぶこともある。
- (注7) 諸学問領域におけるジェンダー学の状況に関しては、資料2に挙げた『学術の動向』(日本学術協力財団)における関連論文を参照のこと。
- (注8) 以下の(注10)のシンポジウム報告を参照のこと。
- (注9) 日本学術会議が学術の世界における男女共同参画社会のためにこれまで行ってきた活動に関しては、5の(1)を参照のこと。また2000年5月19日に国立大学協会男女共同参画ワーキンググループが提出した報告書、『国立大学における男女共同参画を推進するために』においても、その提言(要約)の2項には、カリキュラムおよび研究においてジェンダー学を拡大・拡充することと、ジェンダーの視点を取り入れて「知」の見直しを行い、新しい「知」の生産に資するように、ジェンダー研究を積極的に推奨することが、指摘されている。
- (注10) 報告者と報告テーマは以下の通り。ニコル・ドゥワンドル(EC研究総局<女性と科学>部長)「EUの科学技術政策におけるジェンダーの主流化」、加藤万里子(慶応義塾大学工学部助教授)「学術の世界におけるジェンダー問題の解決へむけて」。報告内容と議論の詳細な内容は、『学術の動向』(日本学術協力財団)2004年4月号と6月号に掲載されている。さらに、共催団体であるお茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」が、ニコル・ドゥワンドル氏の報告内容を『F-GENSジャーナル』第1号(2004)に掲載している。
- (注11) 報告者とテーマは以下の通り。佐藤龍三郎(社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長)「少子化の意味・人口学的観点から」、浅倉むつ子(東京都立大学法学部教授)「少子化対策2法について考える」、内田亮子(千葉大学文学部助教授)「親になること&子育ての生物学」。この内容は、『学

術の動向』(日本学術協力財団)2004年7月号に掲載されている。

- (注12) 報告者と報告テーマは、以下に記載する。辻村みよ子(東北大学教授)「憲法学とジェンダー」、岩井宜子(専修大学教授)「刑事法とジェンダー」、浅倉むつ子(早稲田大学教授)「労働法とジェンダー」、戒能民江(お茶の水女子大学教授)「家族法とジェンダー」、土佐弘之(神戸大学教授)「国際政治とジェンダー」。共催団体である東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策 - ジェンダー法・政策研究センター」が、このシンポジウムの内容を収録した本を出版している。辻村みよ子・山元一編『ジェンダー法学・政治学の可能性 - 東北大学COE国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウム』(東北大学出版会、2005年)。
- (注13) 報告者は、以下の通りである。第1部「人間の安全保障とジェンダー：政治と法」について、羽後静子(中部大学)「国際関係論の観点から」、軽部恵子(桃山学院大学)「国際人権法の観点から」、岡野八代(立命館大学)「政治理論の観点から」、第2部「人間の安全保障とジェンダー：地域からの視点」について、山岸智子(明治大学)「中東研究の観点から」、戸田真紀子(天理大学)「アフリカ研究の観点から」、柄谷利恵子(九州大学)「EU研究の観点から」。全体のコーディネートは当研連委員の土佐弘之(神戸大学)と岡本三夫(広島修道大学)が行った。
- (注14) 報告者は、以下の通りである。藤田英典(国際基督教大学)「教育とジェンダーをめぐる諸問題」、天野正子(東京女学館大学)「大学文化とジェンダー」、村松泰子(東京学芸大学)「教員養成・研修とジェンダー」。司会は、江原由美子(首都大学東京)、佐藤学(東京大学)が行った。

# 資 料

- 資料 1 国際機関におけるジェンダー概念使用例
- 資料 2 『学術の動向』における関連特集一覧
- 資料 3 日本学術会議ジェンダー問題の多角的検討特別委員会報告『ジェンダー問題と学術の再構築』（2003年5月20日）抜粋（提言）

## 資料1 国際機関および日本国政府における「ジェンダー」という語の定義のしかた（使用例）

### 国際機関等

#### 1. 国連開発計画（UNDP）

「男子、女子という生物学的性差を「sex」という語で表すのに対し、社会的・文化的につくりあげられた性別をジェンダーという。」

（1995年 UNDP 『人間開発報告書 1995』表紙裏）

#### 2. 世界銀行

「セックスとジェンダー：セックスが生物学的な男女別の状態を意味するのに対し、ジェンダーは社会的に定義された男または女のあり方の側面を意味する」（1998年12月発表の報告書「Mainstreaming Gender and Development in the World Bank; progress and recommendations」3ページ）

#### 3. 国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）

「ジェンダー：女性間・男性間の関係のみならず、男性であること、女性であることと、男女・少年少女の關係に根ざす社会的態度と機会を指す」

（OSAGI Web サイト『Gender Mainstreaming』「CONCEPTS AND DEFINITIONS」

<http://www.un.org/womenwatch/osagi/conceptsanddefinitions.htm> 2005年5月）

#### 4. 世界保健機関（WHO）

『「Sex」は男性であるか女性であるかを定義付ける生物学的・生理的特徴を指す。  
「Gender」は特定の社会が男性及び女性にふさわしいと考える社会的に構築された役割、態度、行動、属性を指す。言い換えると、「男性」「女性」はSexカテゴリーであり、「男らしい」「女らしい」はGenderカテゴリーである。Sexの特徴は異なる社会間で実質的に変わらないが、Genderの特徴は異なる社会間で大きく異なる。』

『 <ジェンダーの特徴の例> ベトナムでは、伝統的に女性がタバコを吸うのは適切でないと考えられていたため、女性よりもずっと多くの男性がタバコを吸う。サウジアラビアでは、男性は車を運転することが認められているが、女性は認められていない。』

(いずれも、WHO Webサイト 『Gender, women and health 』 「What do you mean by “sex” and “gender” ?」 <http://www.who.int/gender/whatisgender/en/> 2005年5月)

## 5 . 国連人口基金 (UNFPA)

「Genderという用語は、男性または女性であることに関連する経済的・社会的・文化的属性や機会を指す。(中略) Genderはしたがって、それが生物学的というよりも社会的・文化的なものである点でSexとは異なる。Genderの属性及び特徴は、とりわけ男性と女性が果たす役割及び人々に向けられる期待全般にわたって、社会間で大きく異なり、時間の経過と共に変化する。しかし、Genderの属性が社会的に構築されたものであるという事実は、それらが社会をより公正で公平にするような変化の影響を受ける可能性があることをも意味している。」

(UNFPA Webサイト 『Frequently Asked Questions about Gender』 「What is meant by “gender” ?」 [http://www.unfpa.org/gender/faq\\_gender.htm](http://www.unfpa.org/gender/faq_gender.htm) 2005年5月)

## 6 . 欧州委員会 (European Commission: EU の執行機関)

「(Genderは) 習得された男女の社会的差について言及する際の概念であり、年月により変化し、それぞれの文化内や異なる文化間で広い変異の幅を持つ。」

(雇用・社会・機会均等担当部門作成冊子 「“ 100 Words for Equality ” A glossary of terms on equality between women and men」

[http://europa.eu.int/comm/employment\\_social/equ\\_opp/glossary/glossary\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/employment_social/equ_opp/glossary/glossary_en.pdf) 2005年5月)

## 7. 国連経済社会理事会

「ジェンダーの視点の主流化 (Mainstreaming a gender perspective) とは、すべての分野のすべてのレベルの法律、政策プログラムを含め、すべての計画された行動が女性と男性に及ぼす諸影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が持続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会すべての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」

(1997年9月 A/52/3 General Assembly Fifty-second session ; REPORT OF THE ECONOMIC AND SOCIAL COUNCIL FOR 1997)

**<参考> 2000年9月、ニューヨーク国連本部で開催された国連ミレニアム総会（日本政府からは森喜朗総理大臣（当時）が出席）において採択された国連ミレニアム宣言 (United Nations Millennium Declaration) 抜粋**

「貧困、飢餓および病気と闘い、真に持続可能な開発を刺激する効果的な方法として、男女平等 (Gender Equality) と女性のエンパワーメントを促進すること。」「平和と安全保障、経済・社会開発、国際法と人権、民主主義およびジェンダー問題 (gender issues) など、さまざまな分野において、国会議員の世界的な機関である列国議会同盟 (IPU) を通じ、国連と各国議員の強力をさらに強化すること。」

(2000年9月 A/RES/55/2 United Nations Millennium Declaration: Resolution / Adopted by the General Assembly <http://www.un.org/millennium/>)

## 日本政府

### 1. 男女共同参画基本計画（平成12年12月閣議決定）

「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。」（重点課題2の（2））

（内閣府男女共同参画局のWeb サイト

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/2-2h.html#2>）

### 2. ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ（平成17年3月）

「国際協力の分野では、開発途上国の女性の地位向上に着目した「開発と女性(WID)」という開発アプローチに加え、「ジェンダーと開発（GAD）」というアプローチが、1980年代以降重視されるようになった。GADは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである。GADアプローチは、ジェンダー不平等を解消するうえでの男性の役割にも注意を払うとともに、社会・経済的に不利な立場におかれている女性のエンパワメントを重視する。」

（外務省Web サイト

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/bunya/gender/gad\\_initiative.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/bunya/gender/gad_initiative.html)）

### 3. 防災協力イニシアティブ（平成17年1月）

「政策決定への参画、経済社会活動への参加、情報へのアクセスといった様々な面で男女格差が存在するために、女性は災害時に特に被害を受けやすい。したがって、

防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う。」

(外務省 Web サイト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/bunya/bosai/initiative.html>)

## 資料2

## 「学術の動向」における関連特集一覧

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1996	4	日本学術会議だより	JAICOWS とは？～第2常置委員会主催シンポジウム「女性科学者の環境改善をめざして」を踏まえ～第15期の提言から「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)の今日まで	一番ヶ瀬 康子	66～68
1996	5	論壇	持続可能な地球環境の保全と社会・パラダイムの転換	原 ひろ子	48～50
1996	5	日本学術会議だより 平成8年3月18日第860回運営審議会資料	要望書 {非常勤研究者が科学研究費申請に応募できるようにする件}、{性差別に関する不服申立に関する対応:専門的な機関の設置について}1996年2月15日	JAICOWS会長 一番ヶ瀬 康子 他有志一同	62～63
1996	5	日本学術会議だより 平成8年3月18日第861回運営審議会資料	女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明) 平成6年5月26日	日本学術会議第118回総会	63～65
1996	6	随筆	国際シンポジウムにおける目ざましい女性の活躍～1996年日米加三国国際法シンポジウムに参加して～	鳥居 淳子	62～63
1996	9	特集 若手研究者	若手研究者に関する諸問題	佐藤 豪	8～14
1996	10	特集 女性科学研究者 座談会	明日を拓く女性科学研究者	利谷 信義、浅倉 むつ子、 大野 凜、司会 島田 淳子	8～18
1996	10	特集 女性科学研究者	女性研究者のために制度改革の努力を	中塚 明	19～20
1996	10	特集 女性科学研究者	女性研究者問題20年	安川 悦子	21～22
1996	10	特集 女性科学研究者	自然科学と女性	西島 安則	23～25
1996	10	特集 女性科学研究者	知的専門職業的基準と女性科学者志望者	猪口 孝	26～27
1996	10	特集 女性科学研究者	女性科学者に明るい未来を	猿橋 勝子	28～30
1996	10	特集 女性科学研究者	私達は女性のオピニオンリーダーたりうるか？	数野 美つ子	31～33
1996	10	特集 女性科学研究者	女子大の行方を決める鍵は	天満 美智子	34～35
1996	10	特集 女性科学研究者	自学自動の精神と生涯学習	宮本 美沙子	36～37
1996	10	特集 女性科学研究者	女性の若手研究者の実情 平成7年度学術研究総合調査から見えてきたこと	馬場 房子	38～40
1996	10	特集 女性科学研究者 海外の話題	職業について考え直す米国の大学の女性化学者たち	大野 凜	41
1996	10	特集 女性科学研究者 海外の話題	外国に紹介された日本の女性科学者としての猿橋勝子先生	大隅 正子	42～43

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料1 婦人研究者の地位の改善について(要望) 昭和52年5月23日	日本学術会議会長 越智 勇	44~46
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料2 婦人研究者の地位の改善に資するための総合的調査機関の設置について(要望)昭和60年6月11日	日本学術会議会長 塚田 裕三	46~48
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料3 女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明) 平成6年5月26日	日本学術会議 第118回総会	49~50
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料4 女性科学研究者の環境改善に関する懇談会	JAICOWS	51
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料5 女性科学研究者の環境改善に関する懇談会 要望書 1996年2月15日	JAICOWS会長 一番ヶ瀬 康子他有志一同	51~52
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料6 日本学術会議第16期 各部別女性研連委員数等調べ		52
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料7 表1 国立大学教員数大学別一覧		53
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料7 表2 学部系統別 国立大学教員数		54
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料7 表3 国立大学理学部教官数		55
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料8 表1 高等教育機関における女性教員数(4年生大学・短期大学)		56
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料8 表2 高等教育機関における女性教員数(大学院担当者)		57
1996	10		資料8 図1-1 4年制大学教員の職名におけるジェンダー構造		57
1996	10		資料8 図1-2 短期大学教員の職名におけるジェンダー構造		57
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料9 専攻分野別総数に占める女子学生の割合(大学・学部)		58
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料10 表1 理系志望高校生の理科得意・不得意		58
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	図1 自然系大学入学者学科別女性比(1992年)		59
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	図2 大学、大学院入学者専攻別女性比(1992年度)		59
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	図3 米国専攻別学士取得者女性比(1989年)		60
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	表2 専門別自然科学系研究者推移		60
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	図4 専門別自然科学系女性研究者増加率(1980年を1とした比率)		61

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料11 世界の大学・物理学部の職員に占める女性の割合（『サイエンス』1990・5・11より）		61
1996	10	特集 女性科学研究者 関係資料	資料12 図1 日本生理学会における女性研究者の比率		62
1996	10		図2 米国生理学会における女性研究者の比率		62
1996	10		図3 日本生理学会女性研究者の地位		62
1996	10		図4 米国生理学会女性研究者の地位		62
1996	11	随筆	クォータ制に思う	森島 啓子	55～56
1996	11	諸外国学術事情	グローバル化とジェンダーの法社会学 グラスゴー国際法社会学会に出席して	利谷 信義	76～78
1997	1	特集 平和と共生	地球時代とアジア 平和・人権・共生の文化を	堀尾 輝久	22～28
1997	1	諸外国学術事情	21世紀の生活環境 グローバルな責任と家政学の役割 第18回国際家政学会議出席の報告	内藤 道子	78～80
1997	8	日本学術会議だより	子どもと家族～家政学研究連絡委員会の活動から～	島田 淳子	74～75
1997	9		皆で育てよう『学術の動向』 - ドキュメント:新委員会の発足-	島田 淳子	96-97
1997	10	論壇	平和研究にジェンダーの視点を	石井 摩耶子	30～32
1997	12	随筆	フェミニズムと法律学	浅倉 むつ子	40～41
1998	1	特集 地球の未来～人間の存続	家族のゆくえ 多様なライフスタイルを選択するネットワーク家族	塩原 勉	9～11
1998	2	論壇	非常勤講師問題に思う	直井 道子	32～33
1998	2	国際派遣報告	労働法・社会保障法の国際化を展望～国際労働法・社会保障学会第15回世界大会に参加して～	浅倉 むつ子	84～85
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	ジェンダー・セックス、セクシュアリティをめぐって	原 ひろ子	8～13
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	日本において女性研究者の育成を阻害する要因・促進する要因	馬場 房子	14～16
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	社会政策とジェンダー統計	伊藤 セツ	17～19
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	ジェンダーと性役割	内藤 和美	20～23

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	ジェンダーと性暴力	加藤 春恵子	24～26
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	ジェンダー概念はフェミニズム文学批評に何をもたらしたか？	小林 富久子	27～29
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代	性差の科学と学術のジェンダー構造	池内 了	30～32
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	国立大学学部学生数 大学別一覧（平成4年5月1日現在）		33
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	専門分野別 学部学生数（平成4年5月1日現在）		34 - 35
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	国立大学教員数大学別一覧（平成4年5月1日現在）		36
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	私立大学71校教員数大学別一覧		37
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	Characteristics of Recipients of Doctorates, 1995		38
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	Degrees Conferred by Racial and Ethnic Group, 1994-95		39
1998	4	特集 ジェンダー 社会的・文化的・「性別」と現代 関係資料	Characteristics of Full-Time Faculty Members With Teaching Duties, Fall 1992		40
1998	5	研究連絡委員会の活動から	現代における家族の問題と家族に関する教育 家政学研究連絡委員会の活動から	島田 淳子	82～83
1998	10	論壇	母性的養育の喪失	辰野 千壽	38～40
1998	10	トピックス	科学を愛し、科学を楽しむ - 第18回「猿橋賞」贈呈 -	猿橋 勝子	56～59
1999	1	特集 少子化の問題点	子ども達の視点で	鴨下 重彦	28～29
1999	1	特集 少子化の問題点	日は沈むのか	多田 啓也	30～35
1999	1	特集 少子化の問題点	少子社会と教育	田中 敏隆	36～39
1999	1	特集 少子化の問題点	少子化を考える 女性の立場から	伊藤 セツ	40～44
1999	1	特集 少子化の問題点	少子化を考える 産婦人科医の立場から	古賀 詔子	45～50
1999	1	特集 少子化の問題点	少子化を取りまく問題	小田 清一	51～54
1999	3	論壇	医学における女性	森島 久代	65～66

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	不妊治療の倫理問題	加藤 尚武	6~9
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	生殖医療を文化的・社会的文脈に置きかえす	柘植 あづみ	10~14
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	医療プロフェッションの責務 ドイツの事例から	市野川 容孝	15~19
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	人工的生殖補助技術利用の法的規制をめぐって	岩志 和一郎	20~24
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	生殖補助医療の現状と将来	森 崇英	25~30
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	生殖医療と生命倫理 「多胎妊娠とその問題点」	矢内原 巧	31~37
1999	4	特集 生殖医療とその社会的受容	生殖の人為支配 動物生産から臨床応用へ	入谷 明	38~44
1999	5	国際派遣報告	第10回ヨーロッパ労働経済学会に参加して	伊藤 セツ	83~85
1999	6	論壇	女性研究者のキャリア形成	直井 道子	38~40
1999	6	トピックス	サイエンスフォーラム基調講演 少子高齢化と地域社会	袖井 孝子	68~72
1999	7	特集 第6回アジア学会議	環境、資源、人口および人権: 一日本女性としての見解	原 ひろ子	16~21
1999	9	論壇	科学を愛する人々に支えられて 第19回「猿橋賞」受賞	持田 澄子	40~45
1999	10	特集 日本学会議創立50周年	SCJにおける女性研究者問題とはじめ	猿橋 勝子	32~35
1999	10	特集 日本学会議創立50周年	女性科学者の今昔	一番ヶ瀬 康子	36~39
1999	10	論壇	勤め続ける&再出発のための10カ条	島田 淳子	44~47
1999	11	特集 科学・技術と社会	男女共同参画社会の立場から	都河 明子	16~19
1999	11	随筆	女性自然科学者の育成に思う	前田 侯子	50~53
1999	11	トピックス	第11回 国際女性技術者科学者会議(ICWES11)	数野 美つ子	54~57
1999	12	特集1 日本学会議第131回総会	日本学会議の自己改革について (声明) 平成11年10月27日	日本学会議第131総会	24~36

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
1999	12	CONGRATULATION	日本女性科学者の会奨励賞・功労賞について	数野 美つ子	74～76
2000	1	新春特別座談会	世界に向けて飛び出そう 科学が果たす新しい役割	吉川 弘之、伊藤 正男、郷 通子、大橋 秀雄	5～17
2000	1	特集 学術研究の国際ネットワーク	ナイルのほとりで	名取 はにわ	48～49
2000	2	随筆	自負と自省と 家政学の立場から	酒井 豊子	36～38
2000	2	国際会議報告	地球環境保全への科学技術的貢献を世界に示す「第11回国際女性技術者・科学者会議」を開催して	都河 明子	51～53
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	日本学術会議における男女共同参画へのアプローチ	尾本 恵市	6～7
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	科学研究におけるジェンダーの問題	安川 悦子	8～15
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	キャンパス・セクシュアル・ハラスメント 実態・対応・課題	上野 千鶴子	16～23
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	世界の学術における男女共同参画 平成10年度学術研究総合調査から	原 ひろ子	24～31
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	天文学における女性研究者の現状について	池内 了	32～37
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	女子差別撤廃条約と日本の法制度	東 壽太郎	38～41
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	日本の工学関連分野における男女共同参画の現状	末松 安晴	42～45
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	日本の農学関連分野における男女共同参画の現状	崎山 亮三	46～49
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	経済学関連分野における男女共同参画の現状	鶴田 満彦	50～53
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	男女共同参画社会における日本の学術「医学関連分野」	黒川 清	54～58
2000	6	特集 学術 男女共同参画社会における日本の	日本学術会議に女性会員はなぜ増えないのか	富田 正彦	59～63
2000	6	論壇	アメリカと日本における女性科学者	阿部 悦子	66～73
2000	6	国際派遣報告	日本の研究を国際化するために 南アフリカでの国際第四紀学研究会(INQUA)第15回大会に参加して	太田 陽子	81～83
2000	7	特集 第132回総会	女性科学者の環境改善の具体的措置について(要望)	日本学術会議 第132回総会	16～17
2000	7	特集 第132回総会	日本学術会議における男女共同参画の推進について(声明)	日本学術会議 第133回総会	18～20

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2000	9	特集 第18期始まる	日本学術会議第18期会員代表挨拶	井上 和子	12
2000	9	特集 第18期始まる	日本学術会議第18期役員・委員	日本学術会議	14～17
2000	9	特集 第18期始まる	日本学術会議第18期女性会員	日本学術会議	18～21
2000	9	CONGRATULATION	自然の美しさに魅せられて 第20回「猿橋賞」受賞	中西 友子	58～61
2000	11	随筆	つくることと世話すること プロセスにかかわることの大切さ	中間 美砂子	54～57
2000	11	CONGRATULATION	第5回女性学研究国際奨励賞を受賞して	小野沢 あかね	58～59
2000	12	随筆	児童虐待防止法制定に思う	岩井 宜子	72～75
2001	3	随筆	第6回目の生活時間調査を終えて	伊藤 セツ	72～75
2001	5	随筆	学会会場の保育室	加藤 万里子	58～61
2001	6	特集 特別委員会の活動経過(運営審議会附置「日本の計画」委員会を構成する特別委員会委員長による)	ジェンダー問題への日本学術会議の新たな取り組み 「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会の課題	蓮見 音彦	30～33
2001	6	随筆	司法(制度改革)におけるジェンダー・バイアス	神長 百合子	72～75
2001	7	特集 大衆化された大学での教育はいかにあるべきか	大衆化した中小規模の私立女子大学からの発言	安本 教傳	43～46
2001	8	CONGRATULATION	地球や惑星をつくったもの 第21回「猿橋賞」受賞	永原 裕子	68～73
2001	8	CONGRATULATION	学際的、独創的、そして自分らしい研究をめざして 第20回山川菊栄賞を受賞して	柘植 あづみ	74～79
2001	9	随筆	男女共同参画とポジティブ・アクション	辻村 みよ子	44～47
2001	11	特集 日本社会の変容と教育の将来	男女平等と学校教育	植野 妙実子	62～65
2001	11	特別委員会の活動から	研究者の別姓使用に関するアンケート結果について ジェンダー問題の多角的検討特別委員会	池内 了	88～91
2001	12	国際派遣報告	第20回国際家政学会京都会議への始動 - 第19回ガーナ会議参加報告より-	田村 照子	92 - 94
2002	2	学術の周辺 オアシス	オーロラの下で	原 ひろ子	53

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2002	2	学術の周辺 私が研究者になるまで (2)	困難の陰に喜びあり 障害児の母の研究者人生	岩井 宜子	62~63
2002	2	研究連絡委員会の活動から	男女共同参画社会の法と制度 -公法学研連シンポジウム-	外間 寛	78~80
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	発達心理学の研究にジェンダーの視点を取り込む	柏木 恵子	8~11
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	ジェンダーと三つの政府体系	神野 直彦	12~17
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	日本の福祉国家とジェンダー 社会政策研究に即して	大沢 真理	18~22
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	Gender-Specific Medicine の重要性	天野 恵子	23~26
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	女性学・男性学・ジェンダー研究からの提起	舘 かおる	27~31
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	ジェンダーの視点に立った「開発」研究の展開と射程	伊藤 るり	32~35
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	フェミニスト犯罪学と刑事司法	岩井 宜子	36~40
2002	4	特集 学術の再点検から その1 ジェンダーの視点	国立女性教育会館の女性学・ジェンダー問題に関する取り組みと今後の課題	大野 曜	41~48
2002	4	活動の報告 研究連絡委員会の活動から	21世紀における「真に豊かな生活」の実現に向けて 第17期家政学研究連絡委員会の活動を振り返る	島田 淳子	77~79
2002	5	国際派遣報告	国際労使関係協会第6回欧州会議 ヨーロッパ統合と新しい労働のあり方	浅倉 むつ子	86~88
2002	6	特集 日本の計画	ジェンダーの視点からの「日本の計画」への提案	蓮見 音彦	40~41
2002	7	特集 ノーベル賞100周年記念国際フォーラム「創造性とは何か」	東京会場パネルディスカッション 「創造性」をめぐる示唆に富む意見	黒川 清	54~58
2002	7	国際派遣報告	Law in Action の把握を模索して -アメリカ「法と社会」学会・国際法社会学会合同年次大会 -	神長 百合子	87~89
2002	8	活動の報告	「青少年の躰」近隣社会をあげて 報告書 総合司会の立場から 平成13年度日本学術会議主催 日中韓国際公開シンポジウム	田中 敏隆	82~83
2002	9	CONGRATULATION	動く仕組みに魅せられて 第22回「猿橋賞」受賞	真行寺 千佳子	63~66
2002	9	CONGRATULATION	転移因子マリナーに関する研究 日本に生息する異種間での水平伝播の可能性 第4回「大学婦人協会・守田科学研究奨励賞」受賞	中島 裕美子	67~69
2002	9	CONGRATULATION	新しい研究のパラダイムを目指して 第4回守田科学研究奨励賞」を受賞して	大島 まり	70~72
2002	11	国際派遣報告	マニラの3日間 第7回国際労働法社会保障学会アジア地域会議	林 弘子	77~79

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2002	12	学術からの発信	高齢社会と予防医学 ライフスタイルの重要性	折茂 肇	39～44
2002	12	学術の周辺	学協会や国立大学における男女共同参画の推進の動向 男女共同参画特報	原 ひろ子	87
2003	1	学術の周辺	私が研究者になるまで キャンパスの外で学んだ政治学	毛里 和子	74～75
2003	3	CONGRATULATION	受賞が私にもたらしたもの 第2回日本動物学会OM賞	成瀬 真弓	54～55
2003	3	CONGRATULATION	動物学会OM賞を受賞して 第2回日本動物学会OM賞	向後 晶子	56～57
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 性差医学	折茂 肇	8～12
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 精神医学とジェンダー	高橋 清久	13～19
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 学術の再点検 男性学・男性研究の視点から	伊藤 公雄	20～23
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 学術の再構築とフェミニスト経済学	鶴田 満彦	24～27
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 ジェンダー統計・ジェンダー統計研究の動向	伊藤 セツ	28～31
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 企業における女性技術者の役割	内海 房子	32～35
2003	4	特集 学術の再点検から (その2)	ジェンダーの視点 学校教育とジェンダー:研究と実践の動向	村松 泰子	36～40
2003	4	学術の課題(特別論考)	学術とジェンダー	原 ひろ子	53～56
2003	4	学術の周辺	オアシス 「20年前の中国旅行」	岩井 宜子	54～55
2003	4	国際派遣報告	「法と社会研究」の真の国際的展開へ向けて - アメリカ法と社会学会からの示唆 -	和田 仁孝	67～69
2003	5	学術の周辺	研究の最先端 「ジェンダー研究の拠点」	森本 泰代	54～55
2003	7	学術の課題	理科教育から見えてくる日本の初等・中等教育の問題点	室伏きみ子	59～64
2003	7	男女共同参画特報	学協会、学界における男女共同参画の推進の動向	蓮見 音彦	66～67
2003	10	学術の周辺	石の上にも3年、リン脂質代謝とともに18年 第23回猿橋賞を受賞して	深見 希代子	82～83
2003	10	学術の周辺	日本発の新世代航空機空力技術を目指して 第8回日本女性科学者の会奨励賞を受賞して	松島 紀佐	84～85

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2003	10	学術の周辺	アルツハイマー病 BACE1と糖転移酵素 第8回日本女性科学者の会奨励賞を受賞して	北爪 しのぶ	86～87
2003	10	学術の周辺	戦後日本の生活改善普及事業からみる女性農業者の地位 第21回山川菊栄賞を受賞して	天野 寛子	88～89
2003	10	学術の周辺	2000年「女性国際戦犯法廷」という経験 第21回山川菊栄賞を受賞して	柳本 裕加子	90～91
2003	10	学術の周辺	試験管から臨床への夢 第5回大学婦人協会・守田科学研究奨励賞を受賞して	増子 佳世	92～93
2003	10	学術の周辺	光と私 衛星データの画像処理と自然環境変動の研究 第5回大学婦人協会・守田科学研究奨励賞を受賞して	村松 加奈子	94～95
2003	11	学術の周辺	当事者の視点に立ったジェンダー法学研究を目指して 第22回山川菊栄賞を受賞して	戒能 民江	74～75
2003	11	学術の周辺	今、流行の心理学に初めてであって半世紀	柏木 恵子	76～77
2003	12	研究連絡委員会の活動から	社会法におけるジェンダー問題を考える	野上 修一	72～73
2004	3	特集 高度専門職教育と日本社会	新しい保健医療専門職としての遺伝カウンセラー	室伏 きみ子	31～34
2004	3	特集 高度専門職教育と日本社会	看護職における高度専門職教育	金川 克子	41～44
2004	3	特集 高度専門職教育と日本社会	臨床心理士の場合	原田 真理	45～49
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	ジェンダーと知識社会学	江原由美子	8～11
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	ジェンダー法学 司法におけるジェンダー・バイアス批判	浅倉むつ子	12～15
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	主流派経済学にジェンダーの視点を	篠塚 英子	16～21
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	これからの科学と女性科学者	坂東 昌子	22～30
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	相対的理念としての男女共同参画社会	矢原 一郎	31～34
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	少子高齢化社会とジェンダー	江澤 郁子	35～39
2004	4	特集 学術の再点検から (その3) ジェンダーの視点	ジェンダーの視点で医療環境を見直す 世代を超えて引き継がれる精神	藤沼 邦子、鎌田 泉	40～44
2004	4	特別報告	日本学術会議ジェンダー学研連、21世紀の社会とジェンダー研連合同シンポジウム「科学技術とジェンダー」「ヨーロッパの科学研究におけるジェンダー平等の促進」	ニコル・ドゥワンドル、訳・解説 辻村みよ子	46～56
2004	6	特集2 科学技術政策の在り方	研究者の世界をジェンダーフリーに	加藤 万里子	54～58

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2004	6	国際派遣報告	世界の憲法状況を反映した国際憲法学会第6回世界大会(チリ)	辻村 みよ子	96
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	少子化の意味 人口学的観点から	佐藤 龍三郎	8~13
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	少子化の社会経済的要因 国際比較の視点から	津谷 典子	14~18
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	少子高齢化社会への処方箋は有るか?	佐藤 洋	19~23
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	人口減少社会の危機とその回避	袖井 孝子	24~29
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	親になること&子育ての生物学	内田 亮子	30~34
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	年金改革と今後の課題	高山 憲之	35~40
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	少子高齢化社会の光と陰 産業人としての一視点	大橋 徹朗	41~47
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	成熟社会の農業と農政	大田原 高昭	48~52
2004	7	特集 人口減少社会のパーспекティブ	日本の人口減少と自然環境の変貌	松本 忠夫	53~58
2004	7	研究連絡委員会の活動から	看護学研究における倫理的課題に関するシンポジウム	金川 克子	82~83
2004	8	特集1 科学する心を育てる	何が彼女をそうさせたか 科学することの意味	川勝 博	24~29
2004	8	特集2 日本学術会議主催公開講演会 科学・技術への理解と共感を醸成するために	科学者の社会的責任:子どもを育てる、みんなで育てる	黒川 清	54~59
2004	8	特集2 日本学術会議主催公開講演会 科学・技術への理解と共感を醸成するために	科学者へ望むこと	高橋 真理子	73~78
2004	8	学術の周辺	今なぜ、「女性学の再創造」なのか 第23回山川菊栄賞を受賞して	三宅 義子	92~93
2004	9	学術の周辺	私を育ててくれた人たちと環境のこと	大隅 正子	78~79
2004	9	学術の周辺	スターダストに魅せられて 第9回日本女性科学者の会奨励賞を受賞して	甘利 幸子	80~81
2004	9	学術の周辺	乳幼児死亡率の改善をめざして 第9回日本女性科学者の会奨励賞を受賞して	澤口 聡子	82~83
2004	9	国際派遣報告	統計教育の新たな展開に向けて 国際統計協会第54回ベルリン大会に参加して	渡辺 美智子	93

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2004	9	国際派遣報告	健康な生活のための安全な環境づくりについて考える 第12回アジア地区家政学会国際会議に出席して	中間 美砂子	94
2004	10	学術の周辺	抗体酵素研究との出会い 第6回大学婦人協会・守田科学研究奨励賞を受賞して	一二三 恵美	68～69
2004	10	学術の周辺	南極の氷とミクロの世界 第6回大学婦人協会・守田科学研究奨励賞を受賞して	深澤 倫子	70～71
2004	10	学術の周辺	なぜを問うよろこび First Step to Nobel Prize in Physicsを受賞して	津村 加奈	72～73
2004	11	学術の周辺	生きることから学んだ研究生活	江澤 郁子	60～61
2004	11	学術の周辺	心の中に新たな力が出てきた出来事 日本動物学会女性研究者奨励OM賞の受賞にあたって	沓掛 磨也子	64～65
2004	11	学術の周辺	アゲハ脳地図の完成をめざして 日本動物学会女性研究者奨励OM賞の受賞にあたって	木下 充代	66～67
2004	12	学術の周辺	美しい街、リオデジャネイロ	岩井 宜子	53
2005	1	学術の周辺	新しい言語科学の動き	萩原 裕子	76～77
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	「どこまで進んだ男女共同参画」の概要	後藤俊夫、小館香椎子	8～13
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	科学技術分野における男女共同参画の現状と課題	名取 はにわ	14～18
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	未来をひらく力	遠山 敦子	19～22
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	日本の社会と女性科学者	黒川 清	23～27
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	科学技術分野における男女共同参画 アンケート調査の結果から	近藤高志、国岡由紀、辻佳子	28～32
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	若手・女性研究者の研究環境	伊賀健一、中村淳	33～36
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	理工系実験系分野での女性の活躍のために	黒田 玲子	37～42
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	理系研究者の生活構造 ワーク・アンド・ライフ・バランスの視点から	江原由美子	43～47
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	法学分野の男女共同参画 課題と取り組み	辻村 みよ子	48～53
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	科学技術分野における男女共同参画の意義 大学教員から市長になった経験を通して	清原 慶子	54～58
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	一般企業における男女共同参画社会の実態	内海 房子	59～62

西暦	月	区分	内容	執筆者	頁
2005	4	特集 どこまで進んだ男女共同参画	快適活動へのいくつかの試み	伊賀 健一	63～68
2005	5	特集 国境を越える生殖医療と法	社会学・ジェンダー研究の視点からみた生殖医療	江原 由美子	26～29
2005	5	特集 国境を越える生殖医療と法	アメリカにおける代理出産と母子関係	緒田 有基子	30～35
2005	5	特集 国境を越える生殖医療と法	外国で「母子関係」を利用して出生した子をめぐる母子関係の決定について	佐藤 やよひ	41～45

### 資料3 日本学術会議ジェンダー問題の多角的検討特別委員会報告 『ジェンダー問題と学術の再構築』(2003年5月20日)抜粋(提言)

#### 提言

日本学術会議が第17期に行った声明では、女性会員を2010年までに10%に増やすという数値目標を示しており、引き続き女性会員の増加のための取組が必要とされる。今後の日本学術会議の組織改革によって、会員選出の方法が変更される場合に、この数値目標自体の再検討もなされるべきであろうが、女性会員に関わる数値目標を達成するためには、大学・研究機関・学協会等における女性科学者の質量にわたる充実が求められ、その前提として女性科学者の研究環境の改善が必要とされる。

ジェンダー問題は、国際的に学術研究に関わる重要課題として関心が集まっており、日本学術会議は、今後もジェンダー視点に基づく学術の再構築を進め、女性科学者の研究環境改善を図り、もって日本学術会議において適正な数の女性会員が安定的に確保されるように、国際機関とも協調しつつ、積極的な取り組みをさらに続けていく。大学・研究機関ならびに学協会においても一層の取り組みが望まれる。ここに、学術研究に関わるジェンダー問題の改善に向けて、特に必要な方策について提言を行うものである。

#### 1 女性研究者問題の改善に向けての長期的方策に関する提言

女性研究者の就職・昇任・昇格等における不平等を含めて、女性研究者問題に立ちほだかる壁は、ライフステージのあらゆる領域での男女を平等に評価する人権思想の欠如であり、人権思想の確立が図られなければならない。特に問題として表面化するのは、セクシュアル・ハラスメントと出産・育児への配慮・制度の欠如である。本格的セクハラ防止対策と的確な相談、解決策が優先されるべきである。出産と育児に関しては、個人の努力や家族の協力・職場の理解といったレベルのみで解決される問題ではない。従来の発想の根本的な転換を図り、必要な制度、保障を緊急に整備する必要がある。

#### 2 ジェンダー視点に基づく学術の再構築のための提言

ジェンダー視点に基づく学術の再構築は、まだ緒についたばかりであり、その意義を広く認識し、新たな視点に基づく学術の展開が図られるように積極的な取り組みが緊急に進められる必要がある。このためにも、女性研究者の質量両面にわたる拡充が重要であり、児童生徒への学術研究への動機づけを図り、研究環境を改善し、大学・研究機関・学協会等における男女共同参画の積極的推進を図るなどの取り組みが求められる。

#### 3 男女共同参画社会に向けての長期的課題に関する提言

男女共同参画社会の確立のためには、なお改善を図らねばならない課題が少なくない。社会的な諸制度、慣行、価値意識などの広い範囲にわたって、ジェンダー視点に基づく学術研究による積極的な研究を進め、残されている問題点とその基盤を解明して、改善に結びつけていく必要がある。